

川崎市放課後等の子どもの居場所づくり推進会議設置要綱

令和6年3月11日

5川こ青第1242号

(設置)

第1条 全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、当事者である子どもの意見を取り入れながら、放課後等において子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの推進を図っていくことを目指し、市内で総合的な取組の推進を図るため、川崎市放課後等の子どもの居場所づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進に関すること。
- (2) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進に向け、学校や地域、家庭が連携しながら取組を進めるための協議及び調整に関すること。
- (3) その他放課後等の子どもの居場所づくりの推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、副市長（こども未来局担当）をもって充てる。
- 3 副議長は、副市長（関係局担当）をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集する。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第5条 推進会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整を行うため、検討部会を置く。

2 検討部会は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

3 検討部会の部会長は、青少年支援室長をもって充てる。

4 検討部会の副部会長は、必要な場合に部会長が指名する。

5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 検討部会は、部会長が招集する。

7 第2条に規定する事務を推進するため、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、作業させることができる。

(事務局)

第6条 推進会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局青少年支援室に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

附 則（令和8年6月5日付け決裁、8川こ青第200号）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

川崎市放課後等の子どもの居場所づくり推進会議

1	◎	副市長（こども未来局担当）
2	○	副市長（関係局担当）
3		総務企画局長
4		財政局長
5		市民文化局長
6		健康福祉局長
7		こども未来局長
8		教育次長

◎議長 ○副議長 事務局：青少年支援室

別表第2（第5条関係）

川崎市放課後等の子どもの居場所づくり推進会議本庁検討部会

		局部課名	補職名
1	◎	こども未来局青少年支援室	室長
2		総務企画局都市政策部企画調整課	担当課長
3		総務企画局公共施設総合調整室	担当課長
4		総務企画局行政改革マネジメント推進室	担当課長
5		財政局財政部財政課	課長
6		市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課	課長
7		市民文化局コミュニティ推進部区政推進課	課長
8		健康福祉局総務部企画課	課長
9		健康福祉局地域包括ケア推進室	担当課長
10		こども未来局総務部企画課	課長
11		こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	担当課長
12		教育委員会事務局教育政策室	担当課長
13		教育委員会事務局学校教育部（プロジェクト推進担当）	担当課長
14		教育委員会事務局地域教育推進室	担当課長

◎部会長 事務局：青少年支援室